

平成20年9月8日  
消 防 庁

## 消防団員確保の更なる推進

消防団員の減少に歯止めを掛けるため、これまでも、「消防団員確保の更なる推進について」（平成18年7月14日付け消防災第275号及び平成19年8月29日付け消防災第315号）を発出し、消防団員確保のための全国的な運動を展開して参りましたが、消防団員は依然として減少を続け、89万人を割るという厳しい状況にあります。

一方で、全市町村の約3割にあたる534団体では前年度に比べ消防団員が増加しており、特に、女性消防団員は全国で約1,200人増加するなど、各地域において地域防災の要である消防団員の確保のため、積極的な取組が展開されております。

地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取組等地域の安心・安全の確保のうえで不可欠な組織であります。

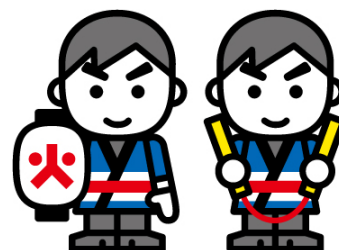
そのため、消防団の重要性を改めて認識し、地域の防災力の向上を優先課題として取り組んでいただくよう各都道府県知事及び各市町村長（指定都市市長を除く市町村長へは都道府県知事を經由）に対し、消防庁長官から改めて通知を発出することといたしましたのでお知らせします。

## 各都道府県知事等への通知の主な概要

- 1 消防団員確保のための市町村長等の基本方針について
- 2 事業所との協力体制の推進
- 3 女性の入団促進の推進
- 4 大学生等の入団促進の推進
- 5 公務員等の入団促進の推進
- 6 入団促進キャンペーンの全国展開
- 7 その他
  - ア 平成20年4月1日現在の消防団員数（速報値）
  - イ 消防団員の確保に効果をあげた市町村の主な取組事例
  - ウ 消防団員確保アドバイザー派遣制度の積極的活用
  - エ 条例定数と実員数の乖離解消時の報告

## 添付資料

消防団員確保の更なる推進について（通知）の写し



（連絡先）防災課 担当：阿出川対策官、南部専門官、岩田係長  
電 話 03-5253-7522（直通）… 阿出川対策官  
03-5253-7525（直通）… 南部専門官、岩田係長  
ファクシミリ 03-5253-7535  
電子メール syobodan@ml.soumu.go.jp

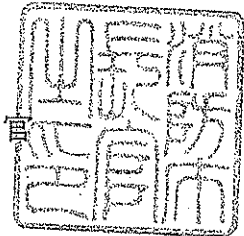


消防災第234号  
平成20年9月8日

各都道府県知事 殿

各指定都市市長 殿

消防庁長 官



### 消防団員確保の更なる推進について（通知）

標記の件については、「消防団員確保の更なる推進について」（平成18年7月14日付け消防災第275号及び平成19年8月29日付け消防災第315号）を發出し、消防団員の減少に歯止めを掛け、消防団員が確保されるよう一層喚起し、全国的な運動を展開して参りました。

しかしながら、消防団員は依然として減少を続けており、平成20年4月1日現在の速報値では、前年度に比べ約4千人減少し、89万人を割るといふ厳しい状況にあります。

一方で、全市町村の約3割にあたる534団体では前年度に比べ消防団員が増加しており、特に、女性消防団員は全国で約1,200人増加するなど各地域において地域防災の要である消防団員の確保のため、積極的な取組が展開されております。

地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取組等地域の安心・安全の確保のうえで不可欠な組織であります。

各都道府県知事におかれては、近年の災害の広域化に伴って、地域の総合的な防災力を向上させる必要性が増してきていることから、消防団の重要性を改めて認識し、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。以下「市町村等」という。）に対して本通知を周知いただくとともに、下記事項に基づく消防団員の確保について、是非とも各市町村等に対して積極的に助言していただきますようお願いいたします。

さらに、地域の災害対策の最終責任者である各市町村長におかれては、地域住民の身体・生命・財産を守る最終責任者として、消防団の重要性について改めて認識し、全国の事例も参考にしながら消防団員の確保に真摯に取り組み、消防団を充実し、地域の防災力を確保することを優先課題として取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 消防団員確保のための市町村長等の基本方針について

消防団員の確保については、全ての活動に参加する消防団員（以下「基本団員」という。）の確保を基本とし、消防団員の処遇等の改善をはじめ、条例定数と実員数に乖離がある消防団にあっては、地域の防災力を向上させる観点から、その差を早急に埋める等、消防団員の確保に積極的に努めていただきたいと存じます。

基本団員の確保が困難な場合、ある特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（以下「機能別団員」という。）あるいは分団（以下「機能別分団」という。）の制度を積極的に導入・活用願います。

また、消防団員がやむを得ない理由により退団する場合にあっては、代替りの消防団員を確保することにより、少なくとも現在の消防団員数を是非とも維持していただきますよう十分ご配慮願います。

なお、消防団は基本団員を確保することを原則としますので、基本団員を機能別団員に振り替えることのないようご留意願います。

### 2 事業所との協力体制の推進

消防団員の就業形態は大きく変化してきており、消防団員全体に占める被雇用者の割合は平成 20 年 4 月 1 日現在の速報値では 69.3%となっています。

各市町村長等におかれては、より一層事業所等との連携強化を図り、消防団活動への理解及び協力を得て、従業員の入団促進を図るとともに、勤務時間中の消防団活動への便宜等活動環境の整備・促進を図っていただくようお願いいたします。このような事業所の社会貢献を促進するため、消防庁として「消防団協力事業所表示制度」を導入しておりますので、この趣旨を十分理解し、未導入の市町村等においては早急に導入していただきたいと存じます。

消防団協力事業所に対して、税制上の特例措置や、建設工事等の入札参加資格に係る特例措置を設ける地方公共団体もみられます。このため、各都道府県知事及び市町村長等におかれては、消防団と事業所との一層の連携強化を図るための措置を検討していただくようお願いいたします。

なお、自衛消防組織を有する事業所については、地域の防災力向上のため、日頃から地域の消防団と訓練を実施するなど消防団との連携強化を図り、事業所に対し消防団の制度について十分な理解を得た上で、自衛消防組織構成員又は経験者の消防団への加入促進等に努めていただきたいと存じます。

### 3 女性の入団促進の推進

平成 20 年 4 月 1 日現在の速報値では、全国の女性消防団員は 16,707 人で前年度に比べ約 1,200 人増えておりますが、全体の 1.9%にとどまっております。また、女性消防団員を採用している消防団は 1,103 団で全体の 46.3%にとどまっていることから、積極的な入団に向けた取組が求められます。

女性の入団を認めていない消防団にあっては、このような取扱は適切でないことから、早急に女性の入団を認めるようにするとともに、女性職員の多い事業所等を通じて入団促進の働きかけを積極的に実施する等、女性の入団促進を積極的に図っていただきたいと存じます。

### 4 大学生等の入団促進の推進

消防団について、若い力を基本団員又は機能別団員・分団として発揮していただければ大変有意義でかつ効果的です。こうした考えのもと、若者や大学生等の入団が強く期待されています。特に、平成 20 年 4 月 1 日現在の速報値では、大学生等（専門学校生を含む）の消防団員数は、1,514 人と前年度に比べ 144 人増加しており、更なる取組をお願いいたします。

このため、日頃から青年会議所、商工会議所、大学・短大・専門学校等と連携強化を図り、消防団に係る情報提供や P R を積極的に行い、消防団を十分に理解していただき、消防団員募集のポスター等の掲示を依頼する際や、消防訓練や救命講習等の機会を捉え、積極的に若者や大学生等の入団をお願いするなどして、消防団員の確保に努めていただきたいと存じます。

### 5 公務員等の入団促進の推進

「地方公務員の消防団への入団の促進について」（平成 19 年 1 月 5 日付け消防災第 3 号消防庁防災課長通知）及び「公立学校の教職員の消防団活動に対する配慮について」（平成 19 年 1 月 5 日付け消防災第 4 号消防庁防災課長通知）を発出し、公務員の消防団への入団促進を図ってきたところです。

各都道府県知事及び市町村長等におかれては、地域の防災力向上のため、職員の消防団への入団に積極的に取り組んでいただきたいと存じます。

### 6 入団促進キャンペーンの全国展開

消防庁では、消防団員確保のため、本年度においても平成 21 年 1 月から 3 月までの間、「消防団員入団促進キャンペーン」を実施することとします。

本キャンペーンを全国的な取組とするため、各都道府県及び市町村等におかれては、期間中における募集活動を積極的に展開することにより、消防団

員の確保の更なる推進を図るようお願いいたします。特に、被雇用者、女性及び大学生等を対象とした取組の推進について配慮いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県知事及び市町村長等におかれては、キャンペーン期間にとらわれず、平素から効果的な広報を推進されるようお願いいたします。

## 7 その他

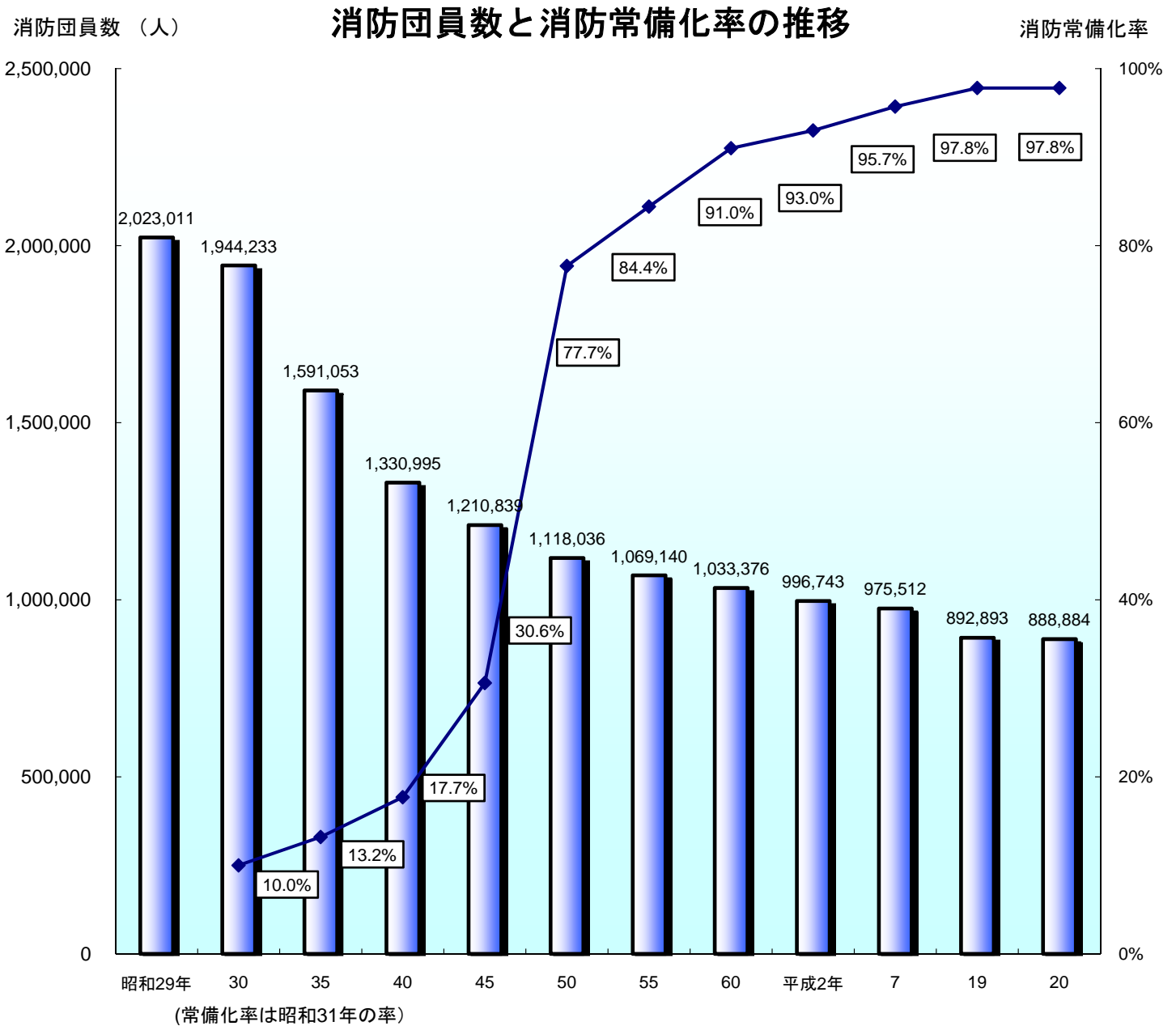
- (1) 平成 20 年 4 月 1 日現在の消防団員の現況（速報値）を添付いたしますので参考にしていただきたいと存じます。
- (2) 平成 19 年度において、積極的かつ熱心な募集活動を行い、消防団員の確保に効果をあげた市町村の主な取組事例をまとめましたので、参考にしていただきたいと存じます。
- (3) 消防団員確保のため、平成 19 年度より消防庁が行っている「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を積極的に活用していただきたいと存じます。
- (4) 消防団員の条例定数と実員数に乖離がある消防団のうち、本通知後に乖離が解消された市町村等にあつては、速やかに報告していただくようお願いいたします。

# 平成 20 年 4 月 1 日現在の消防団員数について<速報値>

<防災課消防団係>

## 1 消防団・消防団員の現況

- ① 消防 団 数： 2,380 団（全国ほとんどの市町村に設置）
- ② 消防 分 団 数： 23,057 分団
- ③ 消防 団 員 数： 888,884 人（前年度より 4,009 人減少）



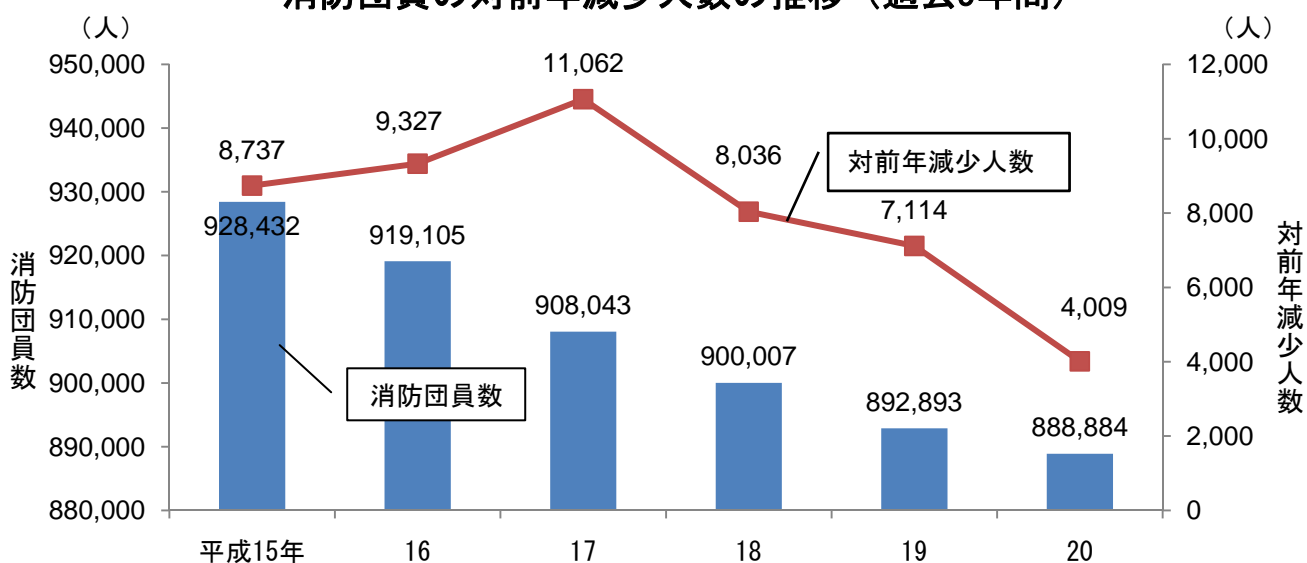
2 団員確保に積極的に取り組んだ結果、消防団員が前年度よりも増加した市町村数は534であり、その増加団員数は4,912人であった。一方、消防団員が前年度よりも減少した市町村数は904であり、その減少団員数は8,921人であった。

また、消防団員数が前年度と変わらなかった市町村数は350であった。

3 平成17年をピークに、対前年減少人数は年々小さくなっている。

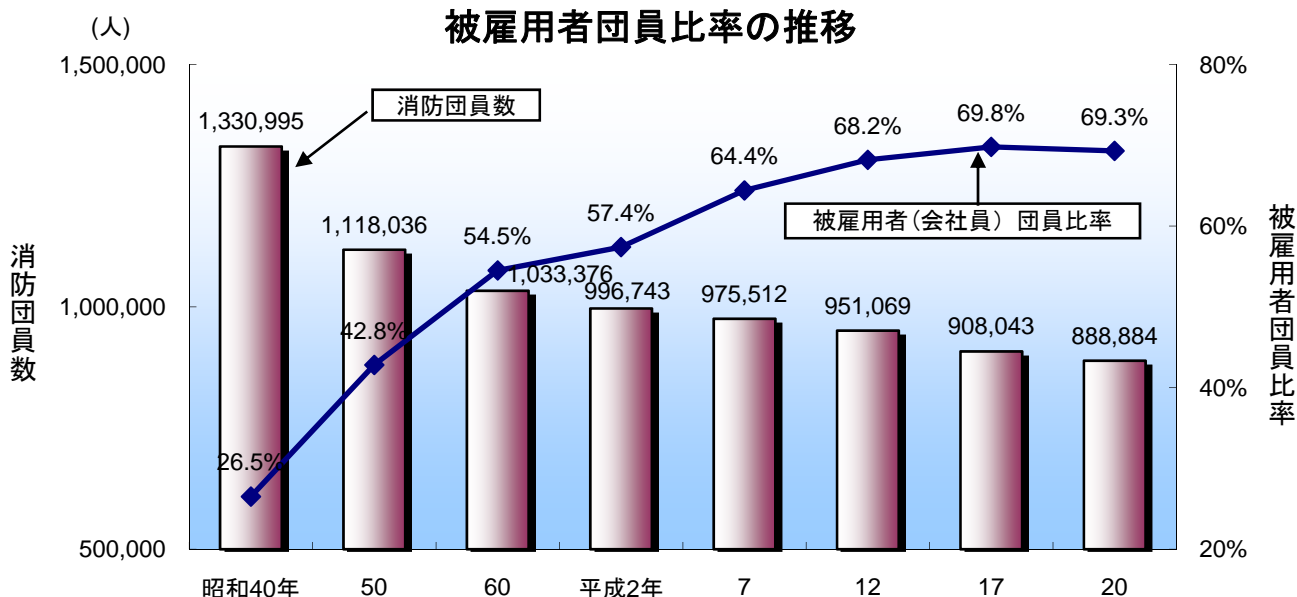
消防団員数は年々減少しており、5年前の平成15年に比べ39,548人減少しているが、平成17年をピークに、対前年減少人数は年々小さくなっていることから、消防団員確保のための取組の成果が見られる。

消防団員の対前年減少人数の推移（過去5年間）



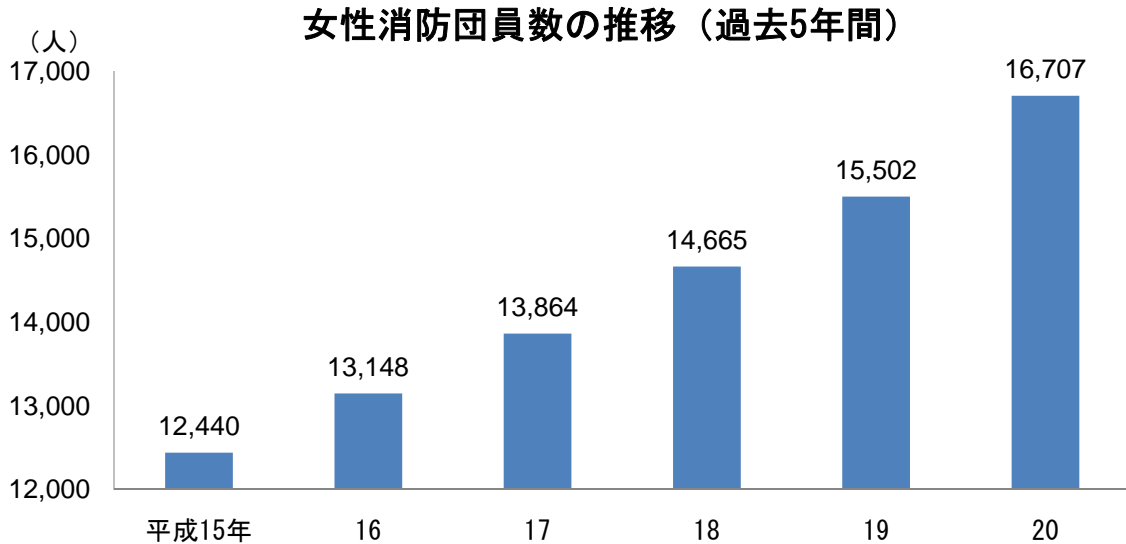
4 被雇用者団員比率は 69.3%であり、ここ数年横ばいであるが、これまで就業構造の変化により、消防団員の被雇用者化が進んできた。

被雇用者団員比率の推移

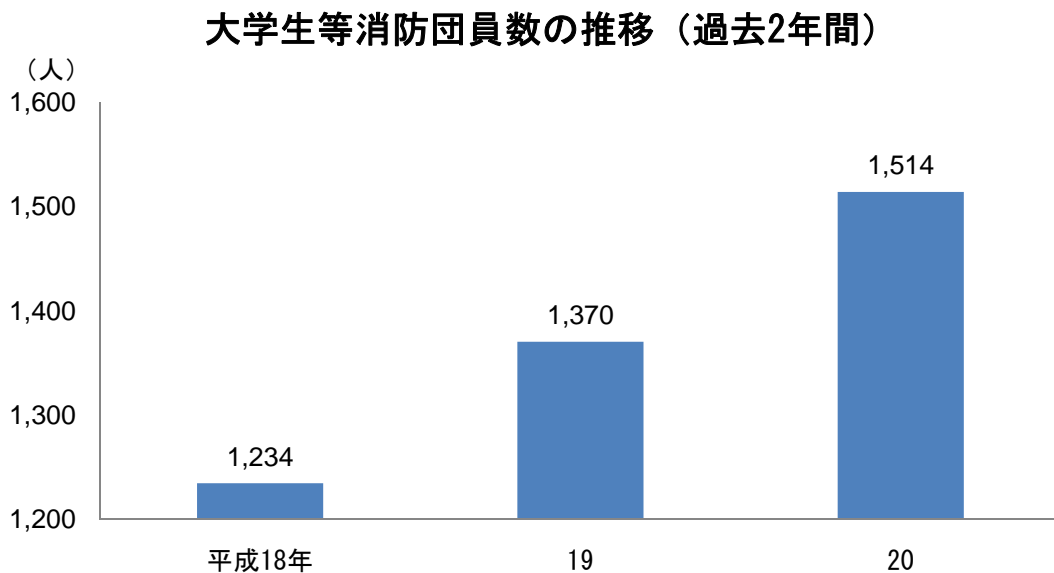


5 女性消防団員数は 16,707 人で全体の 1.9%であり、前年度より 1,205 人増加した。

消防団員総数が減少する中でも、女性消防団員数は年々増加しており、5 年前の平成 15 年に比べ、4,267 人増加した。



6 大学生等（専門学校生を含む）の消防団員数は 1,514 人であり、前年度より 144 人増加した。





# 都道府県別消防団員数

(単位:人)

都道府県名	平成19年4月1日現在 確定値		平成20年4月1日現在 速報値		増減		
		うち女性		うち女性		うち女性	
1	北海道	26,626	1,729	26,454	1,775	▲ 172	46
2	青森	19,974	310	19,991	355	17	45
3	岩手	23,463	374	23,484	399	21	25
4	宮城	21,967	396	21,866	412	▲ 101	16
5	秋田	18,369	107	18,194	119	▲ 175	12
6	山形	26,656	273	26,500	300	▲ 156	27
7	福島	35,979	129	35,669	132	▲ 310	3
8	茨城	24,773	200	24,589	204	▲ 184	4
9	栃木	15,160	100	15,028	96	▲ 132	▲ 4
10	群馬	12,361	42	12,216	48	▲ 145	6
11	埼玉	14,441	268	14,395	327	▲ 46	59
12	千葉	27,913	368	27,589	420	▲ 324	52
13	東京	23,563	1,930	24,105	2,129	542	199
14	神奈川	19,139	932	18,914	941	▲ 225	9
15	新潟	39,906	468	39,790	485	▲ 116	17
16	富山	9,684	307	9,694	332	10	25
17	石川	5,284	100	5,294	99	10	▲ 1
18	福井	5,413	66	5,411	71	▲ 2	5
19	山梨	15,931	32	15,913	33	▲ 18	1
20	長野	37,091	639	36,890	724	▲ 201	85
21	岐阜	21,297	223	21,202	248	▲ 95	25
22	静岡	21,517	213	21,236	213	▲ 281	0
23	愛知	24,759	365	24,169	392	▲ 590	27
24	三重	13,890	343	13,841	343	▲ 49	0
25	滋賀	9,412	165	9,367	168	▲ 45	3
26	京都	18,839	473	18,520	473	▲ 319	0
27	大阪	9,774	145	10,360	164	586	19
28	兵庫	46,078	269	45,779	289	▲ 299	20
29	奈良	9,096	190	8,984	193	▲ 112	3
30	和歌山	12,052	144	12,053	137	1	▲ 7
31	鳥取	5,194	70	5,171	94	▲ 23	24
32	島根	12,919	223	12,810	223	▲ 109	0
33	岡山	29,272	161	29,215	280	▲ 57	119
34	広島	22,655	365	22,606	370	▲ 49	5
35	山口	13,776	338	13,765	377	▲ 11	39
36	徳島	10,999	98	10,951	102	▲ 48	4
37	香川	7,614	39	7,660	38	46	▲ 1
38	愛媛	21,104	491	20,998	519	▲ 106	28
39	高知	8,097	174	8,136	196	39	22
40	福岡	25,627	648	25,559	673	▲ 68	25
41	佐賀	19,827	400	19,740	399	▲ 87	▲ 1
42	長崎	21,455	206	21,107	225	▲ 348	19
43	熊本	35,441	404	35,328	500	▲ 113	96
44	大分	15,920	127	15,929	141	9	14
45	宮崎	15,366	283	15,221	299	▲ 145	16
46	鹿児島	15,609	84	15,586	160	▲ 23	76
47	沖縄	1,611	91	1,605	90	▲ 6	▲ 1
合計		892,893	15,502	888,884	16,707	▲ 4,009	1,205

# 主な増員への取組事例

(単位:人)

県名	市町村名	H20	H19	増加数	主な活動内容
青森県	五所川原市	988	963	25	<b>女性消防団員の新規採用</b> ・3地区のうち1地区で地区本部付の女性団員を新たに募集したところ、19名が入団した。 ・市の広報において「女性消防団員募集」を掲載することにより、従来から女性消防団員が活動していた1地区で、さらに女性が8名増加した。これらの取組により、合計27名女性が増加した。
東京都	特別区	14,492	13,829	663	<b>街頭一斉募集活動</b> ・特別区内全域(332箇所)において、延べ3,809人の消防団員及び消防職員が参加し、駅前やデパート、商店街等の集客率の高い場所において募集活動を実施した。 <b>戸別訪問等の勧誘</b> ・各分団長が受持ち区域内の各住戸を訪問して粘り強く団員募集を働きかけた。 <b>大学生等に対する募集活動</b> ・大学の学生食堂での募集活動や運動部OBが母校で直接部員に対して働きかけを実施したこと等により大学生等が58名増加した。
広島県	福山市	2,860	2,788	72	<b>戸別訪問等の勧誘</b> ・条例定数と実員数の差を埋めるように各方面隊長(副団長)が積極的な勧誘を図り、方面隊長は分団長に分団定数の確保を図るように団本部あげて支援を行い、戸別訪問等による勧誘に積極的に努めた。
香川県	高松市	1,473	1,405	68	<b>条例定数の改正</b> ・条例定数を改正(大幅に増員:228名)し、現職団員が勧誘し、途中入団する団員が増加した。
愛媛県	今治市	2,232	2,160	72	<b>機能別団員の導入</b> ・機能別団員を採用する前提として、基本団員の拡充を各方面隊に促すとともに、音楽隊36名、応急手当指導員25名の計61名を導入した。
福岡県	福岡市	2,457	2,392	65	<b>消防団員確保対策検討委員会の設置</b> ・各団の本部部長と各署の消防係長により構成する委員会を設置し、団員の確保・PR・活性化の3本の柱を軸として、団員確保に努めた。 ・消防団毎に数値目標を定め、分団長を中心に勧誘活動を強化した。 ・予防広報を推進するため女性団員の採用枠を拡充したこと等により、女性が19名増加した。 ・広報活動(ホームページの作成、区役所等へのポスター・リーフレットの配布、街角ビジョンの活用等) ・大学等への呼びかけにより、大学生等が2名増加した。 ・被雇用者団員に対する企業の協力を求める等、活性化策として団員の会社情報を把握に努めた。

(注) 平成20年4月1日現在の数値は速報値である。